

議案第 号

越前市情報公開条例の全部改正について
越前市情報公開条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 月 日提出

越前市長 平 林 透

越前市情報公開条例

越前市情報公開条例（平成 1 7 年越前市条例第 2 6 号）の全部を改正する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条－第 4 条）

第 2 章 公文書の開示（第 5 条－第 1 8 条）

第 3 章 審査請求等（第 1 9 条－第 2 1 条）

第 4 章 越前市情報公開・個人情報保護審査会（第 2 2 条－第 3 4 条）

第 5 章 補則（第 3 5 条－第 4 1 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、市の保有する情報が市民の財産であることに鑑み、市が保有する情報の公開を総合的に推進することにより、市民の知る権利を尊重するとともに、市民が主体となった開かれた市政の参加の推進に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会並びに議会をいう。

(2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

イ 市の図書館その他の市の機関において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、この条例の定めるところにより、その保有する公文書を開示し、及び市政に関する情報を積極的に提供するものとする。この場合において、実施機関は、情報化の進展状況等を勘案した適宜の方法を用いて当該開示及び当該提供を行うものとする。

2 実施機関は、前項の規定により公文書を開示し、及び市政に関する情報を提供するときは、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

（利用者の責務）

第4条 この条例の定めるところにより公文書の開示を請求する者は、この条例の目的に従いその権利を正当に行使するとともに、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

第2章 公文書の開示

（開示請求権）

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができる。

2 何人も、この条例に基づく公文書の開示を請求する権利を濫用してはならない。

（開示請求の手続）

第6条 前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げ

る事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名

(2) 公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（公文書の開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(1) 法令、条例又は越前市議会会議規則（平成17年越前市議会規則第1号）（以下これらを「法令等」という。）の定めるところにより、公にすることができないと認められる情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和２２年法律第１２０号）第２条第１項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第２条第４項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成１３年法律第１４０号）第２条第１項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 個人情報保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第６０条第３項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第４項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第１項に規定する保有個人情報から削除した同法第２条第１項第１号に規定する記述等若しくは同条第２項に規定する個人識別符号

(4) 法人その他の団体（市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(5) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行

その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(6) 市、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(7) 市、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 独立行政法人等、市又は他の地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
(部分開示)

第8条 実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る公文書に前条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（公益上の理由による裁量的開示）

第9条 実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報（第7条第3号に掲げる情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

（公文書の存否に関する情報）

第10条 開示請求に対し、開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求に対する措置）

第11条 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定による公文書の一部を開示する旨の決定又は前項の決定をした場合において、当該公文書の一部又は全部を開示することができる期日があらかじめ明らかであるときは、当該期日及び開示することができる範囲を前2項の規定による通知に付記しなければならない。

（開示決定等の期限）

第12条 前条第1項又は第2項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項

の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第13条 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

（1）本条を適用する旨及びその理由

（2）残りの公文書について開示決定等をする期限

（事案の移送）

第14条 実施機関は、開示請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行しなければならない。この場合においては、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

- 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第11条第1項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必

要な協力をしなければならない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第 15 条 開示請求に係る公文書に市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第 20 条及び第 21 条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

（1） 第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第 7 条第 2 号イ又は同条第 4 号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

（2） 第三者に関する情報が記録されている公文書を第 9 条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前 2 項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも 2 週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第 19 条及び第 20 条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第 16 条 公文書の開示は、次の各号に掲げる公文書の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行う。

（1） 文書又は図画 次に掲げる方法

ア 当該文書又は図画の閲覧

イ 当該文書又は図画を複写機により用紙に複写したものの交付

ウ 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものの交付

エ 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録をメールその他の情報通信ネットワークを利用して送信し、又は当該記録を取得できる状態に置く方法

(2) 電磁的記録 次に掲げる方法

ア 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧

イ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴

ウ 当該電磁的記録を用紙に出力したものの交付

エ 当該電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものの交付

オ 当該電磁的記録をメールその他の情報通信ネットワークを利用して送信し、又は当該記録を取得できる状態に置く方法

2 前項の規定にかかわらず、同項第1号ア又は第2号イの方法による公文書の開示にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、当該文書若しくは図画の写し又は当該電磁的記録を複写したものにより、これを行うことができる。

3 公文書の開示の日時及び場所は、実施機関がこれを定める。

(他の制度等との調整)

第17条 実施機関は、法令等の規定により、何人にも開示請求に係る公文書が前条第1項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項に規定する閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(手数料等)

第18条 第11条第1項の規定による公文書の開示決定を受けた者（以下「開

示決定者」という。)は、開示請求1件につき300円(ただし、市民等は0円とする。)及び別表に定める開示の実施に要する費用の額の合計額を手数料として、当該開示決定の日から開示を実施する日までの期間のうち実施機関が定める日までに納めなければならない。

2 前項の市民等は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 市内に事務所又は事業所を有する法人等

(3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

(4) 市内に存する学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。)に在学する者

(5) 市内に固定資産を有する者(越前市市税賦課徴収条例(平成17年越前市条例第75号)第54条第1項の所有者をいう。)

3 実施機関は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、実施機関の定めるところにより、手数料を減額し、又は免除することができる。

4 既納の手数料は、還付しない。

5 開示決定者は、手数料のほか送付に要する費用を納付して、公文書の写し等(第16条第1項第1号イの用紙に複写したもの、同号ウの電磁的記録媒体に複写したもの、同項第2号ウの用紙に出力したもの又は同号エの電磁的記録媒体に複写したものをいう。)の送付を求めることができる。

第3章 審査請求等

(審査会への諮問)

第19条 開示決定等又は開示請求に対する不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第22条の越前市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合(当該公文書の開示について反対意見書が提出されて

いる場合を除く。)

2 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

3 第1項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

4 第1項の規定による諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、当該諮問について答申を受けたときは、速やかに、当該諮問に係る審査請求について裁決をしなければならない。

（諮問をした旨の通知）

第20条 諮問実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

（1）審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人という。以下同じ。）

（2）開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（3）当該審査請求に係る公文書の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等）

第21条 第15条第3項の規定は、諮問実施機関が次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

（1）開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

（2）審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第4章 越前市情報公開・個人情報保護審査会

（越前市情報公開・個人情報保護審査会の設置）

第22条 情報公開及び個人情報の保護に関する重要事項について調査審議等を行うため、越前市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(審査会の所掌事務)

第23条 審査会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 第19条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (2) 個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (3) 越前市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年越前市条例第4号）第8条に規定する諮問に応じ調査審議すること。
- (4) 越前市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年越前市条例第16号）第45条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。
- (5) 越前市議会の個人情報の保護に関する条例第50条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

2 審査会は、前項の所掌事務を行うほか、情報公開及び個人情報の保護に係る制度の運営に関する重要事項について、実施機関に建議することができる。

(審査会の委員)

第24条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

- 2 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- 6 市長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があるときは、その委員を罷免することができる。
- 7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第 25 条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 26 条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 委員の任期満了後最初に行われる審査会の招集及び当該審査会で会長が互選されるまでの間の会議の運営は、第 1 項及び前条第 2 項の規定にかかわらず、市長が行う。

(審査会の調査権限)

第 27 条 審査会は、必要があると認めるときは、次に掲げる者に対し、開示決定等に係る公文書又は保有個人情報（個人情報の保護に関する法律第 78 条第 1 項第 4 号、第 94 条第 1 項若しくは第 102 条第 1 項に規定する開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等に係る同法第 60 条第 1 項に規定する保有個人情報又は越前市議会の個人情報の保護に関する条例第 24 条第 1 項、第 35 条第 1 項若しくは第 42 条第 1 項に規定する開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等に係る同条例第 2 条第 4 項に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。）の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

(1) 諮問実施機関

(2) 個人情報の保護に関する法律第 105 条第 3 項において準用する同条第 1 項の規定により審査会に諮問をした市の機関（越前市個人情報の保護に関する法律施行条例第 3 条に規定する市の機関をいう。）

(3) 越前市議会の個人情報の保護に関する条例第 45 条第 1 項の規定により審査会に諮問をした議長

2 諮問庁（前項各号に掲げる者をいう。以下同じ。）は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等に係る公文書又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述等）

第28条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第29条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（委員による調査手続）

第30条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第27条第1項の規定により提示された公文書若しくは保有個人情報を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第28条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

（提出書類の写しの送付等）

第31条 審査会は、第27条第3項若しくは第4項又は第29条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子計算機による情報処理の用に供されるものに限る。以下この項及び次

項において同じ。) にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面) を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書、主張書面若しくは資料の閲覧(電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧) 又は当該意見書若しくは資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせ、若しくは交付をしようとするときは、当該送付又は閲覧若しくは交付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧又は交付について、日時及び場所を指定することができる。

5 第2項の規定による交付を受ける審査請求人等は、当該意見書若しくは資料の写し又は当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(調査審議手続の公開)

第32条 審査会の行う調査審議(第23条第1号、第2号又は第4号に規定する諮問に応じてする調査審議を除く。)の手続は、公開する。ただし、会長が特に必要と認めるときは、審査会に諮って公開しないことができる。

(答申書の送付等)

第33条 審査会は、第23条第1号、第2号又は第4号に規定する諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(会長への委任)

第 3 4 条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会に諮って会長が定める。

第 5 章 補則

(公文書の管理)

第 3 5 条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書の適正な管理に努めるものとする。

(検索資料の作成等)

第 3 6 条 実施機関は、公文書の検索に必要な資料を作成し、一般の利用に供するよう努めるものとする。

(施行の状況の公表)

第 3 7 条 市長は、毎年度、各実施機関におけるこの条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(情報公開の総合的な推進)

第 3 8 条 実施機関は、公文書の開示の実施状況等を踏まえて、公文書の開示に関する制度の一層の充実及び改善に努めるものとする。

2 実施機関は、公文書の開示のほか、市政に関する情報の提供、公表等により、市民への説明責任を果たすとともに、住民自治の理念にのっとり情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

(出資法人の情報公開)

第 3 9 条 市長は、市が出資する法人であって規則で定めるものに対し、当該法人の情報公開を推進するため、必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

(指定管理者の情報公開)

第 4 0 条 市が設置する公の施設の管理を行う指定管理者（地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該公の施設の管理の業務に関して保有する情報の公開を行うために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、指定管理者に対し、前項に規定する必要な措置を講ずるよう指導するものとする。

(委任)

第 4 1 条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 この条例の施行の日前にされた開示請求及びこれに係る処分、手続その他の行為については、なお従前の例による。

2 前項の場合における公文書の開示、不開示情報の判断その他開示決定等に関する事項については、なお従前の例による。

3 改正後の手数料に関する規定は、施行日以後にされた開示請求について適用し、施行日前までにされた開示請求については、なお従前の例による。

4 この条例の施行日前にされた開示決定等についての審査請求及びこれに係る手続については、なお従前の例による。

5 この条例による改正前の越前市情報公開・個人情報保護審査会は、この条例による改正後の越前市情報公開・個人情報保護審査会として同一性をもって存続するものとする。

6 施行日前に越前市情報公開・個人情報保護審査会にされた諮問に係る調査審議については、なお従前の例による。

(越前市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正)

第 3 条 越前市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 1 7 年越前市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「（平成 1 7 年越前市条例第 2 6 号）第 1 0 条」を「（令和 8 年越前市条例第 ●●号）第 7 条」に改める。

(越前市行政不服審査条例の一部改正)

第 4 条 越前市行政不服審査条例（平成 2 8 年越前市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「(越前市情報公開条例(平成 1 7 年越前市条例第 2 6 号)において準用する場合を含む。)」を削り、同条第 2 項中「(越前市情報公開条

例において準用する場合を含む。)」を削る。

(越前市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第5条 越前市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年越前市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第8条中「(平成17年越前市条例第26号)第14条」を「(令和8年越前市条例第●●号)第22条」に改める。

(越前市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第6条 越前市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年越前市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「平成17年越前市条例第26号」を「令和8年越前市条例第●●号」に改める。

第20条中「第10条」を「第7条」に改める。

第44条中「第14条」を「第22条」に改める。

別表(第18条関係)

公文書の種別	開示の実施の方法		開示の実施に要する費用の額
(1) 文書又は図画	ア 閲覧		無料
	イ 複写機により用紙に複写したものの交付	(ア) 白黒	1枚につき10円
		(イ) カラー	1枚につき50円
	ウ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したもの	(ア) 日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスク(以下「CD-R」という。)	1枚につき100円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
		(イ) 日本産業規格X62	1枚につき120円に

	の交付	４１に適合する直径１ ２０ミリメートルの光 ディスク（以下「ＤＶ Ｄ－Ｒ」という。）	当該文書又は図画１枚 ごとに１０円を加えた 額
		(ウ) (ア) (イ) 以外の電磁的 記録媒体	当該電磁的記録媒体の 実費相当額に当該文書 又は図画１枚ごとに１ ０円を加えた額
	エ スキャナにより読み取ってできた電磁 的記録の電子メールによる送信		当該文書又は図画１枚 につき１０円
(２) 電 磁的記 録	ア 用紙に出力したものの閲覧		無料
	イ 専用機器により再生したものの閲覧又 は視聴		無料
	ウ 用紙に出力 したものの交 付	(ア) 白黒	用紙１枚につき１０円
		(イ) カラー	用紙１枚につき５０円
	エ 電磁的記録 媒体に複写 したものの 交付	(ア) ＣＤ－Ｒ	１枚につき１００円に １ファイルごとに２１ ０円を加えた額
		(イ) ＤＶＤ－Ｒ	１枚につき１２０円に １ファイルごとに２１ ０円を加えた額
		(ウ) (ア) (イ) 以外の電磁的 記録媒体	当該電磁的記録媒体の 実費相当額に１ファイ ルごとに２１０円を加 えた額
	オ 電子メールによる送信		１ファイルにつき２１ ０円

備考

- 1 第1号イ又は第2号ウの方法により公文書の開示を実施するときは、日本産業規格A列3版（以下「A3版」という。）の大きさ以内の大きさの用紙を用い、その枚数を算定する。
- 2 前項の規定にかかわらず、A3版の大きさを超える大きさの用紙を用いるときは、A3版の大きさの用紙を用いた場合に必要となる枚数に換算（整数倍）して枚数を算定する。
- 3 前2項の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として算定する。
- 4 第1号ウ又は第2号エの方法により公文書の開示を実施する場合であって、開示決定者が記録媒体を自ら用意するときは、開示の実施に要する費用の額から、CD-Rについてはその枚数に100円を乗じて得た額、DVD-Rについてはその枚数に120円を乗じて得た額、その他の電磁的記録媒体については当該媒体の実費相当額を、それぞれ減額して算定する。

越前市情報公開条例（平成 17 年越前市条例第 26 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
○越前市情報公開条例 平成 17 年 10 月 1 日 条例第 26 号 最終改正 令和 5 年 3 月 17 日条例第 4 号 <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> （目的） 第 1 条 この条例は、<u>公文書の開示を請求する権利を定めること等により市民の知る権利を尊重するとともに、市政の公正な運営の確保及び市民と市との信頼関係の増進を図り、もって市民参加による</u>開かれた市政の推進に資する _____ことを目的とする。 （定義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会並びに議会をいう。 (2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、<u>写</u>	○越前市情報公開条例 平成 17 年 10 月 1 日 条例第 26 号 最終改正 令和 5 年 3 月 17 日条例第 4 号 <u>目次</u> <u>第 1 章 総則（第 1 条－第 4 条）</u> <u>第 2 章 公文書の開示（第 5 条－第 18 条）</u> <u>第 3 章 審査請求等（第 19 条－第 21 条）</u> <u>第 4 章 越前市情報公開・個人情報保護審査会（第 22 条－第 34 条）</u> <u>第 5 章 補則（第 35 条－第 41 条）</u> <u>附則</u> <u>第 1 章 総則</u> （目的） 第 1 条 この条例は、<u>市の保有する情報が市民の財産であることに鑑み、市が保有する情報の公開を総合的に推進することにより、市民の知る権利を尊重するとともに、市民が主体となった</u>_____開かれた市政の推進に資することを目的とする。 （定義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会並びに議会をいう。 (2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、<u>写</u>

(新設)

(公文書の開示の請求手続)

第6条 公文書の開示を請求しようとする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書を提出

しなければならない。

(1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）

(2) 請求をしようとする公文書を特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、前項の請求書に形式上の不備があると認めるときは、公文書の開示を請求した者（以下「請求者」という。）に対し、相当の期間を定め、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、請求者に 補正の参考となる資料を提供するよう努めるものとする。

(公文書の開示の決定及び通知等)

第7条 実施機関は、公文書の開示の請求があったときは、当該請求があった日の翌日から起算して15日以内に、当該請求に係る公文書を開示するかどうかの決定（以下この条において「開示決定等」という。）をしなければならない。この場合において、前条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しないものとする。

2 実施機関は、開示決定等をしたときは、請求者に対し、速やかに、当該開示決定等の内容を書面により通知しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により、同項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、当該請求があった日の翌日から起算して60日を限度としてその期間を

2 何人も、この条例に基づく公文書の開示を請求する権利を濫用してはならない。

(開示請求の手続)

第6条 前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名

(2) 公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした 者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(削る)

延長することができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、速やかに、延長の期間及び理由を書面により通知しなければならない。

4 開示の請求に係る公文書が著しく大量であるため、当該請求があった日の翌日から起算して60日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第1項及び前項の規定にかかわらず、実施機関は、当該請求に係る公文書のうちの相当の部分について当該期間内に開示決定等をし、残りの部分については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの部分について開示決定等を行う期限

5 実施機関は、第1項の規定により、開示をしない旨の決定（第11条の規定により、公文書の一部を開示しないこととする場合の当該開示をしない旨の決定を含む。）をした公文書が、期間の経過により開示することができるようになることが明らかであるときは、その旨を付記しなければならない。

6 実施機関は、第1項の規定による開示決定等を行う場合において、当該開示決定等に係る公文書に当該実施機関以外のもの（当該請求者を除く。以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、あらかじめ当該第三者の意見を聴くことができる。

（事案の移送）

第8条 実施機関は、請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他合理的な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、請求者に対し、事案の移送をした旨を書面により通知しなければならない。

（削る）

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該請求についての決定をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす。

(公文書の開示の実施及び方法)

第9条 実施機関は、第7条第1項の規定により公文書の開示をする旨の決定をしたときは、請求者に対し、遅滞なく、当該公文書の開示をしなければならない。

2 実施機関は、開示の請求に係る公文書を直接開示することにより、当該公文書が損傷されるおそれがあるとき、その他合理的な理由があるときは、当該公文書の写しにより開示することができる。

3 電磁的記録の開示については、その種別、情報化の進展状況等を勘案し、実施機関が別に定める方法により行う。

4 公文書の開示をする日時及び場所は、実施機関が定める。

(開示しないことができる公文書)

第10条 実施機関は、請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されているときは、当該公文書の開示をしないことができる。

(1) 法令 又は条例

(以下「法令等」という。) の 規定により、開示することができないと認められる情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、

(削る)

(公文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(1) 法令、条例又は越前市議会会議規則（平成17年越前市議会規則第1

号）（以下これらを「法令等」という。）の定めるところにより、開示することができないと認められる情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同

_____特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）_____

_____。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公表を目的としているもの

ウ 当該個人が公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び

_____地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員_____

_____をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

エ 法令等の規定による許可、届出等の際に実施機関が作成し、又は取得した情報であって、人の生命、身体、健康、生活又は財産等を保護するため、開示することが公益上必要であると認められるもの

（新設）

じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

（削る）

(3) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等

(3) 法人その他の団体（国及び地方公共団体

を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命、身体及び健康を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

イ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ ア又はイに準ずる情報であって、公益上の必要から特に開示することが必要と認められるもの

（新設）

（新設）

匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

(4) 法人その他の団体（市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

（削る）

(5) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(6) 市、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は

(4) 市政の遂行に関する情報であって、次に掲げるもの

ア 市の機関が国、他の公共団体又は公共的団体@@@@@@@@@
@@（以下「国等」という。）の機関との間における協議、依頼等に基
づいて作成し、又は取得した情報であって、開示することにより、国等
との協力関係又は信頼関係が損なわれるおそれがあるもの

イ 市の機関内部若しくは機関相互間又は市の機関と国等の機関との間に
おける審議、協議、検討、調査、研究等（以下「審議等」という。）の
意思形成過程に関する情報であって、開示することにより、当該審議等
又は将来の同種の審議等に支障が生ずるおそれがあるもの

ウ 市の機関又は国等の機関が行う交渉、入札、争訟、検査、監査、渉
外、試験、選考、人事、取締り、許可その他の事務事業に関する情報で
あって、開示することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務
事業の目的が損なわれ、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執
行に支障が生ずるおそれがあるもの

エ 他に公表しないことを条件として個人又は法人等から市の機関に提供
された情報であって、当該個人又は法人等の承諾を得ないで開示する
ことにより、当該個人又は法人等との協力関係又は信頼関係が損なわれ
るおそれがあるもの

(5) 開示することにより、人の生命、身体、健康、生活、財産又は社会的な

特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(7) 市、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法
人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に
掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正
な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に
関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行
為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他
の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者として
の地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害
するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼ
すおそれ

オ 独立行政法人等、市又は他の地方公共団体が経営する企業又は地方独
立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するお
それ

（削る）

地位の保護、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

(6) 実施機関（市長を除く。）、附属機関、専門委員その他これらに類するもの（以下「合議制機関等」という。）の会議に関する情報であつて、当該合議制機関等の議事運営規程又は議決により開示しない旨を定めているもの及び開示することにより当該合議制機関等の公正又は円滑な議事運営が著しく損なわれるおそれがあるもの

（部分開示）

第 1 1 条 実施機関は、請求に 係る公文書の一部に前条各号に掲げる情報が記録されている場合において、当該情報が記録されている部分とそれ以外の部分とを容易に、かつ、請求の趣旨が損なわれることがない程度に分離できるときは、当該情報に係る部分を除き、公文書の開示をするものとする。

（新設）

（新設）

（公文書の存否に関する情報）

（削る）

（部分開示）

第 8 条 実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。
ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る公文書に前条第 2 号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（公益上の理由による裁量的開示）

第 9 条 開示請求に係る公文書に不開示情報（第 7 条第 3 号に掲げる情報を除く。）が記録されている場合であっても、実施機関は、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

（公文書の存否に関する情報）

第12条 実施機関は、第6条に規定する請求に対し、当該請求に係る公文書が存在しているか、又は存在していないかを答えるだけで、第10条各号に該当する情報を開示することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該請求を拒否することができる。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第10条 開示請求に対し当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第11条 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定による公文書の一部を開示する旨の決定又は前項の決定をした場合において、当該公文書の一部又は全部を開示することができる期日があらかじめ明らかであるときは、当該期日及び開示することができる範囲を前2項の規定による通知に付記しなければならない。

(開示決定等の期限)

第12条 前条第1項又は第2項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

(新設)

(新設)

第13条 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの公文書について開示決定等をする期限

(事案の移送)

第14条 実施機関は、開示請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第11条第1項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行なければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

(新設)

第15条 開示請求に係る公文書に市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第20条及び第21条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であつて、当該情報が第7条第2号イ又は同条第4号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第19条及び第20条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第16条 公文書の開示は、次の各号に掲げる公文書の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行う。

(1) 文書又は図画 次に掲げる方法

(新設)

(新設)

ア 当該文書又は図画の閲覧

イ 当該文書又は図画を複写機により用紙に複写したものの交付

ウ 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものの交付

エ 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録をメールその他の情報通信ネットワークを利用して送信し、又は当該記録を取得できる状態に置く方法

(2) 電磁的記録 次に掲げる方法

ア 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧

イ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴

ウ 当該電磁的記録を用紙に出力したものの交付

エ 当該電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものの交付

オ 当該電磁的記録をメールその他の情報通信ネットワークを利用して送信し、又は当該記録を取得できる状態に置く方法

2 前項の規定にかかわらず、同項第1号ア又は第2号イの方法による公文書の開示にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、当該文書若しくは図画の写し又は当該電磁的記録を複写したものにより、これを行うことができる。

3 公文書の開示の日時及び場所は、実施機関がこれを定める。

(他の制度等との調整)

第17条 実施機関は、法令等の規定により、何人にも開示請求に係る公文書が前条第1項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

(新設)

(新設)

(審査請求の手続)

2 法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(手数料等)

第18条 第11条第1項の規定による公文書の開示決定を受けた者（以下「開示決定者」という。）は、開示請求1件につき300円（ただし、市民等は0円とする。）及び別表に定める開示の実施に要する費用の額の合計額を手数料として、当該開示決定の日から開示を実施する日までの期間のうち実施機関が定める日までに納めなければならない。

2 前項の市民等は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 市内に事務所又は事業所を有する法人等

(3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

(4) 市内に存する学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。）に在学する者

(5) 市内に固定資産を有する者（越前市市税賦課徴収条例（平成17年越前市条例第75号）第54条第1項の所有者をいう。）

3 実施機関は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、実施機関の定めるところにより、手数料を減額し、又は免除することができる。

4 既納の手数料は、還付しない。

5 開示決定者は、手数料のほか送付に要する費用を納付して、公文書の写し等（第16条第1項第1号イの用紙に複写したもの、同号ウの電磁的記録媒体に複写したもの、同項第2号ウの用紙に出力したもの又は同号エの電磁的記録媒体に複写したものをいう。）の送付を求めることができる。

第3章 審査請求等

(審査会への諮問)

第13条 実施機関は、公文書の開示の請求に対する決定又は開示の請求に対する不作為について、審査請求があった場合は、当該審査請求が不適法なものであるときを除き、次条の越前市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を経て当該審査請求に対する裁決を行うものとする。

- 2 公文書の開示の請求に対する決定又は開示の請求に対する不作為に係る審査請求について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(新設)

第19条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第22条の越前市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合（当該公文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

- 2 開示決定等又は開示請求に対する不作為に係る審査請求について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

3 第1項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

4 第1項の規定による諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、当該諮問について答申を受けたときは、速やかに、当該諮問に係る審査請求について裁決をしなければならない。

（諮問をした旨の通知）

第20条 諮問実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）
 - (2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
 - (3) 当該審査請求に係る公文書の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- （第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等）

(新設)

(新設)

(越前市情報公開・個人情報保護審査会_____)

第14条 前条、越前市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年越前市条例第4号）第8条、越前市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年越前市条例第16号）第45条第1項及び第50条並びに個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において準用する同条第1項に規定する諮問に応じて審査を行わせるため、越前市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、前項に規定する審査のほか、情報公開制度の運営に関する重要事項について、実施機関に建議することができる。

3 審査会は、市長が委嘱する委員5人以内をもって組織する。

4 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 審査会は、第1項に規定する審査のため必要があると認めたときは、審査請求人、参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。）、実施機関の職員その他関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

6 行政不服審査法第75条、第76条及び第78条（第5項を除く。）の規定は、審査会の調査審議の手続について準用する。この場合において、同法

第21条 第15条第3項の規定は、諮問実施機関が次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第4章 越前市情報公開・個人情報保護審査会

(越前市情報公開・個人情報保護審査会の設置)

第22条 情報公開及び個人情報の保護に関する重要事項について調査審議等を行うため

_____, 越前市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

第78条第4項中「政令」とあるのは、「条例」と読み替えるものとする。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

8 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(新設)

(新設)

(削る)

(削る)

(審査会の所掌事務)

第23条 審査会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 第19条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

(2) 個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

(3) 越前市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年越前市条例第4号）第8条に規定する諮問に応じ調査審議すること。

(4) 越前市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年越前市条例第16号）第45条第1項の規定の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

(5) 越前市議会の個人情報の保護に関する条例第50条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

2 審査会は、前項の所掌事務を行うほか、情報公開及び個人情報の保護に係る制度の運営に関する重要事項について、実施機関に建議することができる。

(審査会の委員)

第24条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(新設)

(新設)

(新設)

4 委員は、再任されることができる。

5 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

6 市長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があるときは、その委員を罷免することができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第25条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第26条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 委員の任期満了後最初に行われる審査会の招集及び当該審査会で会長が互選されるまでの間の会議の運営は、第1項及び前条第2項の規定にかかわらず、市長が行う。

(審査会の調査権限)

第27条 審査会は、必要があると認めるときは、次に掲げる者に対し、開示決定等に係る公文書又は保有個人情報（個人情報の保護に関する法律第78条第1項第4号、第94条第1項若しくは第102条第1項に規定する開示

(新設)

決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等に係る同法第60条第1項に規定する保有個人情報又は越前市議会の個人情報の保護に関する条例第24条第1項、第35条第1項若しくは第42条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等に係る同条例第2条第4項に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。)の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

(1) 諮問実施機関

(2) 個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした市の機関（越前市個人情報の保護に関する法律施行条例第3条に規定する市の機関をいう。）

(3) 越前市議会の個人情報の保護に関する条例第45条第1項の規定により審査会に諮問をした議長

2 諮問庁（前項各号に掲げる者をいう。以下同じ。）は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等に係る公文書又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述等）

第28条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会

(新設)

(新設)

が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第29条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第30条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第27条第1項の規定により提示された公文書若しくは保有個人情報閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第28条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出書類の写しの送付等)

第31条 審査会は、第27条第3項若しくは第4項又は第29条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子計算機による情報処理の用に供されるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書、主張書面若しくは資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該意見書若しくは資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせ、若しくは交付をしようとするときは、当該送付又は閲覧若しくは交付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かななければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧又は交付について、日時及び場所を指定することができる。

5 第2項の規定による交付を受ける審査請求人等は、当該意見書若しくは資料の写し又は当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(調査審議手続の公開)

第32条 審査会の行う調査審議(第23条第1号、第2号又は第4号に規定する諮問に応じてする調査審議を除く。)の手続は、公開する。ただし、会長が特に必要と認めるときは、審査会に諮って公開しないことができる。

(答申書の送付等)

第33条 審査会は、第23条第1号、第2号又は第4号に規定する諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(会長への委任)

第34条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会に諮って会長が定める。

第5章 補則

(公文書の管理)

第35条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書の適正な管理に努めるものとする。

(新設)

(新設)

(情報公開の総合的な推進)

第15条 実施機関は、公文書の開示のほか、市政に関する情報の提供、公表等により、市民への説明責任を果たすとともに、住民自治の理念にのっとり情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

(出資法人の情報公開)

第16条 市長は、市が出資する法人であって規則で定めるものに対し、当該法人の情報公開を推進するため、必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

(新設)

(検索資料の作成等)

第36条 実施機関は、公文書の検索に必要な資料を作成し、一般の利用に供するよう努めるものとする。

(施行の状況の公表)

第37条 市長は、毎年度、各実施機関におけるこの条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(情報公開の総合的な推進)

第38条 実施機関は、公文書の開示の実施状況等を踏まえて、公文書の開示に関する制度の一層の充実及び改善
に努めるものとする。

2 実施機関は、公文書の開示のほか、市政に関する情報の提供、公表等により、市民への説明責任を果たすとともに、住民自治の理念にのっとり情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

(出資法人の情報公開)

第39条 市長は、市が出資する法人であって規則で定めるものに対し、当該法人の情報公開を推進するため、必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

(指定管理者の情報公開)

第40条 市が設置する公の施設の管理を行う指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該公の施設の管理の業務に関して保有する情報の公開をおこなうために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、指定管理者に対し、前項に規定する必要な措置を講ずるよう指導するものとする。

(手数料等)

第17条 この条例による公文書の閲覧に係る手数料は、無料とする。

(削る)

2 この条例による公文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を前納しなければならない。

(他の制度との調整)

第18条 公文書の閲覧若しくは縦覧又は写しの交付の手続が別に定められている場合は、その定めるところによるものとする。

(削る)

2 前項に規定するもののほか、この条例の規定は、越前市立図書館その他の市の施設において、市民の利用に供することを目的として管理している公文書については、適用しない。

(検索資料の作成等)

第19条 実施機関は、公文書の検索に必要な資料を作成し、一般の利用に供するものとする。

(削る)

(公文書の管理)

第20条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書の適正な管理に努めるものとする。

(削る)

(運用状況の公表)

第21条 市長は、少なくとも毎年1回、各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

(削る)

(委任)

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

第41条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(適用等)

- 2 この条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に実施機関が作成し、又は取得した公文書について適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、この条例は、合併前の武生市及び今立町から承継された公文書（合併前の武生市情報公開条例（平成10年武生市条例第19号）の規定の適用を受けたもの又は合併前の今立町情報公開条例（平成11年今立町条例第12号）の施行日以後に合併前の今立町の実施機関が作成し、又は取得したものに限る。）について適用する。
- 4 実施機関は、前2項に規定するこの条例の適用を受ける公文書のほか、この条例が適用される前に作成し、又は取得したものについて閲覧又は写しの交付の申出があったときは、これに応ずるよう努めるものとする。
- （経過措置）
- 5 施行日の前日までに、合併前の武生市情報公開条例又は今立町情報公開条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 6 施行日以後、最初に第14条第3項の規定により委嘱された委員の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、委嘱された日から平成19年3月31日までとする。

（新設）

別表（第18条関係）

<u>公文書の種別</u>	<u>開示の実施の方法</u>		<u>開示の実施に要する費用の額</u>
<u>（1）文書又は図画</u>	<u>ア 閲覧</u>		<u>無料</u>
	<u>イ 複写機により用紙に複写したものの交付</u>	<u>（ア） 白黒</u>	<u>1枚につき10円</u>
		<u>（イ） カラー</u>	<u>1枚につき50円</u>
	<u>ウ スキャナ</u>	<u>（ア） 日本産業規格</u>	<u>1枚につき100円に</u>

		により読み取ってできた電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものの交付	X 0 6 0 6 及び X 6 2 8 1 に適合する直径 1 2 0 ミリメートルの光ディスク (以下「CD-R」という。)」)	当該文書又は図画 1 枚ごとに 1 0 円を加えた額
			(イ) 日本産業規格 X 6 2 4 1 に適合する直径 1 2 0 ミリメートルの光ディスク (以下「DVD-R」という。))	1 枚につき 1 2 0 円に当該文書又は図画 1 枚ごとに 1 0 円を加えた額
			(ウ) (イ) (イ) 以外の電磁的記録媒体	当該電磁的記録媒体の実費相当額に当該文書又は図画 1 枚ごとに 1 0 円を加えた額
	エ	スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の電子メールによる送信		当該文書又は図画 1 枚につき 1 0 円
(2) 電磁的記録	ア	用紙に出力したものの閲覧		無料
	イ	専用機器により再生したものの閲覧又は視聴		無料
	ウ	用紙に出	(イ) 白黒	用紙 1 枚につき 1 0 円

	<u>力したものの交付</u>	<u>(イ) カラー</u>	<u>用紙１枚につき５０円</u>
	<u>エ 電磁的記録媒体に複写したものの交付</u>	<u>(ア) ＣＤ－Ｒ</u>	<u>１枚につき１００円に１ファイルごとに２１０円を加えた額</u>
		<u>(イ) ＤＶＤ－Ｒ</u>	<u>１枚につき１２０円に１ファイルごとに２１０円を加えた額</u>
		<u>(ウ) (ア)(イ)以外の電磁的記録媒体</u>	<u>当該電磁的記録媒体の実費相当額に１ファイルごとに２１０円を加えた額</u>
	<u>オ 電子メールによる送信</u>		<u>１ファイルにつき２１０円</u>

備考

- １ 第１号イ又は第２号ウの方法により公文書の開示を実施するときは、日本産業規格Ａ列３版（以下「Ａ３版」という。）の大きさ以内の大きさの用紙を用い、その枚数を算定する。
- ２ 前項の規定にかかわらず、Ａ３版の大きさを超える大きさの用紙を用いるときは、Ａ３版の大きさの用紙を用いた場合に必要となる枚数に換算（整数倍）して枚数を算定する。
- ３ 前２項の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を１枚として算定する。
- ４ 第１号ウ又は第２号エの方法により公文書の開示を実施する場合であつて、開示決定者が記録媒体を自ら用意するときは、開示の実施に要する費用の額から、ＣＤ－Ｒについてはその枚数に１００円を乗じて得た額、ＤＶＤ－Ｒについてはその枚数に１２０円を乗じて得た額、その他の電磁的

	<u>記録媒体については当該媒体の実費相当額を、それぞれ減額して算定する。</u>
--	---

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の日前にされた開示請求及びこれに係る処分、手続その他の行為については、なお従前の例による。

2 前項の場合における公文書の開示、不開示情報の判断その他開示決定等に関する事項については、なお従前の例による。

3 改正後の手数料に関する規定は、施行日以後にされた開示請求について適用し、施行日前までにされた開示請求については、なお従前の例による。

4 この条例の施行日前にされた開示決定等についての審査請求及びこれに係る手続については、なお従前の例による。

5 この条例による改正前の越前市情報公開・個人情報保護審査会は、この条例による改正後の越前市情報公開・個人情報保護審査会として同一性をもって存続するものとする。

6 施行日前に越前市情報公開・個人情報保護審査会にされた諮問に係る調査審議については、なお従前の例による。

(越前市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正)

第3条 越前市議会政務活動費の交付に関する条例（平成17年越前市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「（平成17年越前市条例第26号）第10条」を「（令和8年越前市条例第●●号）第7条」に改める。

(越前市行政不服審査条例の一部改正)

第4条 越前市行政不服審査条例（平成28年越前市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「（越前市情報公開条例(平成17年越前市条例第26号)において準用する場合を含む。)」を削り、同条第2項中「（越前市情報公開条例において準用する場合を含む。)」を削る。

(越前市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第5条 越前市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年越前市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第8条中「（平成17年越前市条例第26号）第14条」を「（令和8年越前市条例第●●号）第22条」に改める。

(越前市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第6条 越前市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年越前市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「平成17年越前市条例第26号」を「令和8年越前市条例第●●号」に改める。

第20条中「第10条」を「第7条」に改める。

第44条中「第14条」を「第23条」に改める。

情報公開における手数料の検討

資料 3

(現行)

R7.12議会(全員説明会、総務委員会)頭出し R8.1パブリックコメント時点の素案

令和8年7月現在の案

実費	
閲覧の場合	無料
紙による交付の場合 コピー代 [白黒] 10円×ページ数 [カラー] 50円×ページ数	
電磁的記録媒体(CD-Rなど)による交付の場合 媒体代	



請求手数料 請求の受付や決定書作成事務の事務コスト (基準額) 紙申請300円 オンライン申請200円 ※市民等の場合は徴収しない ※市外の方の場合は基準額の10倍額を徴収	
市民等	紙申請 0円 オンライン申請 0円
市外の方	紙申請 3,000円 オンライン申請 2,000円

※ 実施手数料基本額は、請求手数料の範囲内の場合は0円とし、請求手数料を超える場合は、請求手数料との差額分を基本額とする。

※ 郵送の場合は、手数料の他に郵送料を実費として別途徴収。



実施手数料 写し等の作成、媒体代などの事務コスト	
実施手数料基本額 ※3	市外者 加算額
閲覧の場合 無料	
紙による交付の場合 コピー代 [白黒] 10円×ページ数 [カラー] 50円×ページ数	
電磁的記録媒体(CD-Rなど)による交付の場合 (紙起案)媒体代+10円×ページ数 (電子起案)媒体代+210円×ファイル数	
メールによる交付の場合 (紙起案)10円×ページ数 (電子起案)210円×ファイル数	開示文書の ページ数 ×100円 (10円×10)



開示にかかる手数料 写し等の作成、媒体代などの事務コスト	
開示の実施に要する費用	
閲覧の場合 無料	
紙による交付の場合 コピー代 [白黒] 10円×ページ数 [カラー] 50円×ページ数	
電磁的記録媒体(CD-Rなど)による交付の場合 (紙起案)媒体代+10円×ページ数 (電子起案)媒体代+210円×ファイル数	
メールによる交付の場合 (紙起案)10円×ページ数 (電子起案)210円×ファイル数	

※ 全部不開示、存否応答拒否により開示する文書がない場合は、開示に係る手数料0円

※ 郵送の場合は、手数料の他に郵送料を実費として別途徴収。

1 パブコメ等の意見

① 手数料設定の妥当性・公平性

市外の方に対する手数料水準と市民等との差の設定について、妥当性・公平性の観点から課題がある

② 制度趣旨との整合性

公平なアクセス確保という制度趣旨との関係に対する懸念

③ 透明性と運用の明確化

費用算定根拠および減免等の運用基準に関する明確化の必要性

④ 制度運用の改善方向

デジタル化や効率化を含む、適正かつ利便性の高い制度への見直しの必要性

2 素案における手数料の課題と見直しの方向性

課題

- ・対象者、開示の有無により金額が変わる**複雑な料金体系**
- ・行政コストの逆転リスク **手数料>事務負担**
- ・市外の方の請求抑制 ➡ **知る権利侵害リスク**
- ・請求手数料の導入による**事務負担の増大**

見直しの方向性

- ① 誰もがわかりやすい料金体系
- ② 市外の方からの請求を過度に抑制しない
- ③ 市民等との合理的な範囲内で差別化
- ④ 事務負担をできるだけ増やさない

3 見直しのポイント

① 請求手数料+実施手数料を、開示に係る手数料にまとめる。

(参考)勝山市、兵庫県神戸市ほか

➡**誰もがわかりやすい料金体系**

② 手数料を300円+実費相当額とする。

➡国の請求手数料と同額の300円を加算。

利用の抑制とのバランスに配慮し、適正な受益者負担を設定

③ 市民等は手数料から300円を減額

➡**現行制度と変わらない負担額**

④ 全部不開示など、開示文書がない場合は手数料不要

➡納付見込みのない手数料に対する**無駄な回収コストを回避**

4 残る課題への対応

課題

手数料=大量請求、制度目的外請求などへの間接的抑制
➡**抑制の効果は限定的**

対応策

大量請求、制度目的外請求の件数を減らす試みを推進
➡ 市政情報のオープンデータ化を推進
情報公開制度外の制度利用